

## 規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(TBT 協定) 2.9.1 に基づくものです。〕

「消費生活用製品安全法施行令」、「経済産業省関係特定保守製品に関する省令」、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の改正について

下記のとおり、「消費生活用製品安全法施行令」、「経済産業省関係特定保守製品に関する省令」、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」を改正する予定ですので、お知らせします。

### 記

#### 1. 件名

「消費生活用製品安全法施行令」、「経済産業省関係特定保守製品に関する省令」、「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」の改正について

#### 2. 対象品目

消費生活用製品安全法に規定する特定保守製品

#### 3. 趣旨及び目的

「消費生活用製品安全法」では、経年劣化による重大製品事故を防ぐため、「消費生活用製品安全法施行令」において点検対象の製品9品目を「特定保守製品」として指定し、その製造事業者又は輸入事業者に対し、標準使用期間が経過した後の点検を義務付けている。

これらの製品は、指定後の製品設計の改善により、近年、経年劣化事故が減少しているため、特に指定の際に基準とした発生率を下回った以下の7品目について、「特定保守製品」から除外し、併せて除外される「特定保守製品」に関連する規定事項を削除する。

- (1) 屋内式ガス瞬間湯沸機（都市ガス用）
- (2) 屋内式ガス瞬間湯沸機（LPガス用）
- (3) 屋内式ガスバーナー付ふろがま（都市ガス用）
- (4) 屋内式ガスバーナー付ふろがま（LPガス用）
- (5) 密閉燃焼式石油温風暖房機
- (6) ビルトイン式電気食器洗機
- (7) 浴室電気乾燥機

また、上記（3）及び（4）について、業界による既存の自主基準を「ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）」及び「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について」に取り込み、適正な経年劣化対策を行う。

4. 公布予定 令和3年7月

5. 施行予定 令和3年8月

6. 意見提出先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
経済産業省産業保安グループ製品安全課

TEL 03-3501-4707

FAX 03-3501-6201

7. 意見提出期限

WTO・TBT通報から60日後